

職員紹介手当及び継続雇用紹介手当について

1、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

当法人に医師、看護師、介護の有資格者を紹介した職員に対し支給する。

2、紹介手当対応職種

医師、薬剤師、看護師、介護の有資格者（介護福祉士・初任者研修修了者・実務者研修、1，2級ヘルパー、ケアマネ）。

3、支給金額

①医師、薬剤師 —100,000 円

②それ以外の職種—50,000 円

4、手順

①職員紹介手当

- 1) 紹介したい職員がいる場合、規定の書式を作成し総務部長へ送る。
- 2) 総務部長、介護部長、事務長、総師長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。
- 3) 紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人の事業所に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 4) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師 10 万円、その他 5 万円）

②継続雇用紹介手当

- 1) 紹介された職員が入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 2) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師 10 万円、その他 5 万円）

5、期間

- ①2021年12月1日採用から適用することとします。遡及しないこととする。
- ②当面、充足する時点まで継続することとします。

6. 備考

- ①介護のみ新卒にも適用する。
- ②介護の原資は処遇改善加算からとする。

2021年11月9日第9回常勤理事会

専務	介護部長	総務部長

職員紹介カード

提出者：所属事業所名 _____

氏 名 _____

1, 申請内容

あてはまる項目に○をつける。

①【 】 — 医師、 看護師、 薬剤師、 介護従事者の紹介

②【 】 — 正式採用紹介手当申請
紹介した介護従事者が採用から3か月経過した。

③【 】 — 継続雇用紹介手当申請
紹介した介護従事者が採用から1か年経過した。

2, 職員の紹介の際に記入する。

紹介したい職員について

①氏名 () フリガナ () 年齢 ()

②資格項目—該当する資格を○で囲む

医師(専門科目) 薬剤師、 看護師
介護福祉士 ヘルパー1級 ヘルパー2級 介護職員初任者研修

介護福祉士実務者研修 介護支援専門員

③実際の経験年数 ()

④紹介者との関係 ()

3, 紹介手当、継続雇用紹介手当申請の場合に記入する。

①紹介した職員名

氏名 () 所属事業所名 ()

②採用日 年 月 日

③紹介した職員が継続して勤務するに際し、どのような取り組みを行ったか。

記入後、総務部に送ること。